

滋賀県個人情報保護審議会の会議概要

滋賀県個人情報保護条例に基づき、以下の事項を審議するため、滋賀県個人情報保護審議会を開催しました。

今回の会議については、議題1は公開の審議会として開催し、議題2以降については、不服申立案件であるため、非公開の審議会として開催しています。会議の概要については、以下のとおり公表します。

■ 名 称 第95回滋賀県個人情報保護審議会

■ 日 時 平成27年5月18日（月曜日）
午後1時30分から4時40分まで

■ 場 所 大津市京町四丁目1-1
県庁本館4階4-A会議室

■ 出席者 委 員：浮田麻里、近藤月彦、里内緑、仲野武志、松本哲治、毛利公一、
山田到史子
（敬称略、五十音順）
事務局：八田室長、中川室長補佐、大倉主査、山下主事
（県民活動生活課 県民情報室）

■ 議 題

1 番号法の施行に伴う個人情報保護条例の改正案に対する意見について

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の施行日が、平成27年10月5日とされた。これに伴い、滋賀県が保有することとなる個人番号を含む個人情報の取扱いに関し、滋賀県個人情報保護条例の規定を、番号法の規定に整合させるための改正について審議を行った。

2 諮問第15号に係る審議について

請求者に関する「県営住宅維持修繕執行伺書」に関して作成された文書等の決裁等の過程を明らかにする文書」の一部開示決定に関する異議申立てについて、答申案の審議を行った。

3 諮問第24号に係る審議について

請求者に係る県営住宅管理センターから住宅課に送信されたメールに関し、メール保管用サーバーに保管されているメールの記録等の不開示決定に対する異議申立てについて、答申案の審議を行った。

4 諮問第 25 号に係る審議について

措置入院に関する情報の一部開示決定に対する異議申立てについて、審議を行った。

5 諮問第 26 号に係る審議について

特定工事に係る裁決申請書・明渡裁決申立書に添付された交渉経緯の概要の不開示決定に対する異議申立てについて、審議を行った。

6 その他

今後の日程連絡等を行った。

- 会議の概要の公表 当会議概要については、ホームページおよび県庁県民情報室に備付け、公開します。

- 問い合わせ先 滋賀県総合政策部県民活動生活課県民情報室

電 話 077-528-3122

FAX 077-528-4813